

指定学校変更及び区域外就学

1 制度の概要

児童・生徒が就学する流山市立の小中学校については、流山市教育委員会で通学区域に基づき指定しています。しかし、特別な事情があり、指定された学校への就学が困難な方につきましては、流山市教育委員会に申請することにより、指定された学校以外の小中学校への通学（指定学校変更・区域外就学）が認められる場合があります。

2 制度の根拠

学校教育法施行令第8条・9条

3 指定学校変更及び区域外就学が認められる基準

(1) 地理的条件に関する理由

- ①通学距離が遠距離で通学が困難な場合
- ②通学上の安全等に配慮する必要がある場合

(2) 転居に関する理由

- ①3か月以内の転居が確実で、転居予定先の学校への就学を希望する場合
- ②学期途中の転居で、当該学期末まで従前の学校への就学を希望する場合
- ③家の増改築等で、一時的に別学区への転居する場合
- ④最終学年に在学している児童・生徒が転居した場合

(3) 身体に関する理由

- ①心身の故障等により、指定学校への就学が困難な場合
- ②特別支援学級や院内学級に入級する場合

(4) 教育的配慮に関する理由

- ①いじめ等により児童・生徒の心身の安全が脅かされるような深刻な状況がある場合
- ②文化的な活動、運動活動等の学校独自の活動において、児童・生徒の特性に配慮する必要がある場合

(5) 個別事情に関する理由

- ①保護者の勤務等のため、児童・生徒の帰宅後の保護監督が困難で、親族等が児童・生徒を預かっている場合
- ②DVによる緊急避難の場合

③兄弟姉妹が指定学校変更・区域外就学を許可されている場合（該当理由及び在学時期による制限あり）

（6）その他、児童・生徒の具体的な状況に応じて、教育委員会が相当と認める場合

（注）すべての場合において、通学上の安全が確保できることを前提とします。

（注）必要に応じて、関係書類の提出をお願いする場合があります。